

公用車の公売に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和7年 6月 3日

田子町長 山本晴美

1 一般競争入札に付する事項

売却物件

番号	物件名	初年度登録	走行距離	車検期間満了日
1	小型貨物車 (いすゞ/コモ)	平成20年8月	43,835km	令和6年10月6日
2	普通乗用車 (日産/エクストレイル)	平成22年7月	168,254km	令和7年6月19日
3	普通乗用車 (三菱/パジェロ)	平成23年7月	129,736km	令和6年7月19日
4	消防ポンプ自動車 (日野/レンジャー)	平成11年3月	13,573km	令和7年4月4日
5	消防ポンプ自動車 (いすゞ/エルフ)	平成10年1月	18,031km	令和8年1月30日
6	除雪作業車 (コマツ/グレーダ)	平成14年2月	35,123km	令和7年11月16日

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 日本国内に在住する個人及び法人。
- (2) 地方自治法施行令第167条の5の規定する者に該当しない者であること。
- (3) 次の事項にいずれにも該当しないこと。
 1. 町税に未納がある者
 2. 当該物件に係る入札事務に従事する本町職員
 3. 入札参加申込書を指定した期日までに提出していない者

3 入札参加の申込に係る提出書類

入札参加希望者は次の書類を提出すること。ただし、令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登載されている方は、入札参加申込書のみの提出でも良い。

- (1) 法人の場合
 1. 入札参加申込書
 2. 誓約書
 3. 法人登記簿本（発行から3箇月以内のもの 写し可）
 4. 印鑑証明書（発行から3箇月以内のもの 写し可）
 5. 納税証明書（発行から3箇月以内のもの 写し可）※田子町に納税義務のない場合は、提出不要。
- (2) 個人の場合
 1. 入札参加申込書
 2. 誓約書
 3. 運転免許証、健康保険証又は住民票（発行から3箇月以内のもの）のいずれかの写し
 4. 納税証明書（発行から3箇月以内のもの 写し可）※田子町に納税義務のない場合は、提出不要。

4 入札参加申込受付期間

- (1) 期 間 令和7年6月4日（水）から令和7年6月25日（水）
- (2) 時 間 午前9時から午後4時まで
- (3) 申込先 田子町役場 総務課 財政行革グループ

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年6月30日(月) 午前10時
- (2) 場 所 田子町役場 第1会議室
- (3) その他 総価による入札とし、入札回数は各物件で原則2回までとする

6 物件の説明及び確認

- (1) 期 間 令和7年6月11日(水)、令和7年6月18(水)、令和7年6月25日(水)
- (2) 時 間 午前9時から午後4時まで
- (3) 場 所 田子町役場公用車車庫前(田子町大字田子字天神堂平地内)ほか
- (4) 申込先 田子町役場 総務課 財政行革グループ
- (5) その他 物件確認の申込みは希望日の前日午後5時までに申請するものとする。

なお、担当者の業務の都合上、希望どおりとならない場合もあることから、その際は日程を調整するものとする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の保証金の納付を要する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の保証金の納付を要する。ただし、田子町財務規則第122条第1項のいずれかに該当する場合は免除する。

8 落札者の決定方法

予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。また、落札者となるべき同価の入札者が2名以上いる場合は、抽選により落札者を決定する。

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 契約書の締結時期

落札者が決定した日から7日以内とする。

11 契約代金の納入期限

契約締結の日から14日以内に、本町が交付する納入通知書により、指定金融機関に一括納入すること。なお、振込に係る手数料は落札者の負担とする。

12 売却物件の引渡し

- (1) 売却代金納入後30日以内に、買受人自らが名義変更手続きを行うものとし、その際にかかる費用の一切は買受人の負担とする。
- (2) 売却物件の引渡しは、原則として名義変更を確認した後に行うものとする。
- (3) 消防ポンプ自動車については、契約締結後速やかに、緊急車両装備品(赤色回転灯等)の取り外し、車体に表示されている文字を消去するものとし、取り外し、消去したことが確認できる写真を提出することで、本引渡しとする。なお、取り外し等に係る責任、費用の一切は買受人の負担とする。
- (4) 車両の搬出及び運搬については、買受人の責任と負担において行うものとする。

13 その他

- (1) 売却物件には、別紙仕様書のとおり劣化や修繕を要する箇所があること、車検期間満了日等を了承するものとする。
- (2) 売却物件は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わない。